

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
 - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。（詳細は各市町村にお問い合わせください。）
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●糸魚川市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	住民票の表記 (続柄を「縁故者」と表記可能)		○		市民生活課	025-552-1511	
2	軽自動車税の減免			○	市民生活課	025-552-1511	パートナーシップ制度利用の有無に関わらず、「障害者と生計を一にする」ことを確認するために、福祉事務所が発行する「同一生計証明書」の提出が必要
3	り災証明書の申請（災害等）			○	市民生活課	025-552-1511	世帯主と同居していれば提示を必要としないが、同居していない場合は、委任状が必要
4	保育園の入園申込	https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/1776.html	○		こども家庭課	025-552-1511	受領証等の提示により、保護者として申請可能です。また、パートナーも保育料の算定対象となります。
5	放課後児童クラブの利用申込	https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/1784.html	○		こども家庭課	025-552-1511	受領証等の提示により、保護者（生計同一世帯）として申請可能です。
6	小中学校の就学援助制度の申請	https://www.city.itoigawa.lg.jp/site/kosodate/2289.html		○	学校教育課	025-552-1511	対象の児童生徒の保護者（生計同一世帯）が申請できます。
7	小中学校の特別支援教育就学奨励費制度の申請			○	学校教育課	025-552-1511	対象の児童生徒の保護者（生計同一世帯）が申請できます。

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
 - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。（詳細は各市町村にお問い合わせください。）
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●糸魚川市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
8	県営、市営住宅への入居申込み	https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/1526.html	○		都市建設課	025-552-1511	証明書等の提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要。
9	生活保護制度	https://www.city.itoigawa.lg.jp/page/1976.html		○	福祉事務所	025-552-1511	世帯全員が利用できる資産や能力、様々な社会保障制度の活用、親子や兄弟などの扶養義務者からの援助など、あらゆる努力をしても、なお生活ができないときに受けることができます。
10	犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給申請		○		総務課	025-552-1511	パートナーシップ届出受領証明書が提示されれば、被害者との関係性を判断する資料として考慮されます。